

特別区の消防団の設置等に関する条例（抄）

昭和38年7月25日
東京都条例第53号

第1章 総 則

（趣旨）

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項に規定する消防団の設置，名称及び区域並びに消防団運営委員会の設置，所掌事項，組織及び運営については，この条例の定めるところによる。

第2章 消防団

（設置，名称及び区域）

第2条 消防組織法第9条第3号の規定に基き，特別区の存する区域に消防団を設置する。
2 前項の消防団の名称及び区域は，別表のとおりとする。

第3章 消防団運営委員会

（設置及び名称）

第3条 消防団の組織の整備を図り，その運営を円滑に行うため，知事の付属機関として，特別区ごとに，消防団運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。
2 前項の委員会の名称には，その置かれた特別区（以下「特別区」という。）の名称を冠する。

（所掌事項）

第4条 委員会は知事の諮問に応じ，次の事項を審議して答申する。

- (1) 消防団の組織に関すること。
- (2) 消防団員の確保に関すること。
- (3) 消防団員の待遇改善に関すること。
- (4) 前各号のほか，前条第1項の目的を達成するため必要な事項

（組織）

第5条 委員会は，委員長及び次に掲げる者につき知事が委嘱する委員をもつて組織する。

- (1) 学識経験のある者 6人以内
- (2) 特別区の議会の議員 6人以内
- (3) 特別区内の消防署長
- (4) 特別区内の消防団長

(委員の任期)

第6条 前条第1号及び第2号の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第7条 委員長は、特別区の長とし、知事が委嘱する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を統理する。

3 委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第8条 委員会は、委員長が招集する。

(定足数)

第9条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(表決)

第10条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決する。

第4章 雑 則

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、東京都規則で定める。

付 則

(省略)

別表(第2条関係)

名 称	区 域
(省略)	(省略)
大 森 消防団	東京消防庁大森消防署の管轄区域に同じ。
田園調布消防団	東京消防庁田園調布消防署の管轄区域に同じ。
蒲 田 消防団	東京消防庁蒲田消防署の管轄区域に同じ。
矢 口 消防団	東京消防庁矢口消防署の管轄区域に同じ。
(省略)	(省略)